

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【公表番号】特表2019-504031(P2019-504031A)

【公表日】平成31年2月14日(2019.2.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-006

【出願番号】特願2018-533051(P2018-533051)

【国際特許分類】

C 0 7 K	16/36	(2006.01)
C 1 2 N	15/113	(2010.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	7/04	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	48/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/7088	(2006.01)
A 6 1 K	31/7105	(2006.01)

【F I】

C 0 7 K	16/36	Z N A
C 1 2 N	15/113	1 4 0 Z
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	7/04	
A 6 1 K	39/395	H
A 6 1 K	39/395	A
A 6 1 K	48/00	
A 6 1 K	31/7088	
A 6 1 K	31/7105	

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血液凝固剤として使用するための、血小板糖タンパク質V(GPV)の阻害剤を含む医薬組成物。

【請求項2】

出血状態の処置または予防で使用するための、血小板糖タンパク質V(GPV)の阻害剤を含む医薬組成物。

【請求項3】

前記出血状態が血小板障害によって引き起こされる、請求項2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記血小板障害が血小板数の減少を特徴とする、請求項3に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記出血状態が、炎症性出血、出血性卒中、敗血症が原因の過度の出血、血小板減少が

原因の過度の出血、播種性血管内凝固（D I C）が原因の過度の出血、化学療法が原因の過度の出血、溶血性尿毒症症候群が原因の過度の出血、可溶性G P Vの投与の際の過度の出血およびH I V感染症が原因の過度の出血からなる群から選択される、請求項2～4のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記G P VがヒトG P Vである、請求項1～5のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記阻害剤が、G P Vの細胞外ドメインに対する抗体または抗体の機能的断片もしくは誘導体であり、前記断片または誘導体がG P Vの細胞外ドメインに結合することができる、請求項1～6のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記抗体、断片または誘導体が、G P Vのコラーゲン結合部位と異なる、G P Vの細胞外ドメインの領域に結合する、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記抗体、断片または誘導体がコラーゲン誘導性凝集を遅らせない、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記抗体がモノクローナル抗体またはその機能的断片もしくは機能的誘導体である、請求項7～9のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記阻害剤が、G P 5 m R N Aの発現を低減させることができる核酸である、請求項1～10のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記阻害剤が、対象に投与する際に、前記対象の血小板の数に影響を及ぼさない、請求項1～11のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記阻害剤が、血液凝固剤として使用される、請求項2～12のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記処置または予防が、医薬的に有効量の前記阻害剤を対象に、好ましくはヒトに投与することを含む、請求項2～13のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記処置または予防が、前記阻害剤以外の血液凝固剤を前記対象に投与することをさらに含む、請求項14に記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記阻害剤以外の前記血液凝固剤が、抗線溶剤、血小板濃縮物、凝固因子濃縮物および新鮮な凍結血漿からなる群から選択される、請求項15に記載の医薬組成物。

【請求項17】

さらに、医薬的に許容可能な賦形剤を含む、請求項1～16のいずれか1項に記載の医薬組成物。